

増値税の仕入税額還付措置について

中国では、新型コロナウイルスの感染拡大による企業、特に小規模零細企業の負担軽減を目的として、社会保険料免除や減額のほか、各種の優遇税制による措置がとられました。これらの措置の一部は2021年以降も実施されることとされ、また2022年に入って新たな優遇措置も発表されています。今回は、2022年に適用される小規模企業に対する優遇税制のうち、増値税の仕入増値税還付措置について概説します。

1. 増値税の課税制度の概要

増値税の課税主体は一般納税人と小規模納税人とに区分されます。増値税の課税上、増値税額は、取引対価に税率を乗じて計算され、売上先から課税主体に対して支払われます。（これを「売上増値税」と言います。）課税主体は、申告により売上先から支払われた売上増値税額を納税する必要がありますが、課税主体が一般納税人の場合には、自社が仕入先に対して支払った増値税額（これを「仕入増値税」と言います。）を控除することが認められています。（これを仕入税額控除と言います。）通常、毎月行われる増値税申告において、売上増値税額から仕入増値税額を差し引いて増値税納税額を計算しますが、この計算がマイナスとなる場合には、「仕入税額残高」となり、翌月以降の仕入税額控除に繰り越されることとなります。

なお、課税主体が小規模納税人である場合には、この仕入税額控が認められませんが、軽減された増値税率（3%）が適用されることとされています。

2. 仕入税額還付措置の概要

今回の仕入増値税還付措置は、増値税の課税制度上は翌月以降の仕入税額控除に繰り越される「仕入税額残高」について、一定の条件を満たす場合にこれを還付する特別措置となります。還付の対象となる仕入税額の内容に応じて「増加額還付」と「累積額還付」に区分されます。

（1）増加額還付

増加額還付では、以下の条件を満たす仕入税額が還付対象となります。

◇増加額還付の対象となる仕入税額

区分	還付の対象となる仕入税額
1. 累積額還付の実施前	当期期末仕入税額残高を2019年3月31日仕入税額残高と比較して増加した金額
2. 累積額還付の実施後	当期期末仕入税額残高

（2）累積額還付

累積額還付では、以下の条件を満たす仕入税額が還付対象となります。

◇累積還付の対象となる仕入税額

区分		還付の対象となる仕入税額
1. 累積額還付の実施前	当期期末仕入税額残高 ≥ 2019年3月31日仕入税額残高の場合	2019年3月31日仕入税額残高
	当期期末仕入税額残高 < 2019年3月31日仕入税額残高の場合	当期期末仕入税額残高
2. 累積額還付の実施後		なし

3. 仕入税額還付措置の条件

仕入税額還付措置は、納税者が以下の条件を満たすことを前提として実施されます。

◇仕入税額還付措置の前提条件

1. 納税信用等级がA級もしくはB級であること
2. 還付申請前の36ヶ月の間に不正に仕入税額還付、輸出還付を受けた、もしくは虚偽に増値税専用発票を発行した事実がないこと
3. 還付申請前の36ヶ月の間に脱税によって税務機関から2回以上処罰を受けたことがないこと
4. 2019年4月1日以降、即征即退、先征後返(退)政策を享受していないこと

なお、今回の仕入税額控除措置は、小規模零細企業及び製造業等企業に対する優遇措置として位置づけられており、「増加額還付」及び「累積額還付」については企業規模及び企業の業態に条件が設定されています。条件は以下のとおりです。

◇企業規模及び業態の条件

区分	企業規模及び業態に基づく条件
増加額還付	小規模・零細企業 (※1)
	製造業等 (※2)
累積額還付	小規模・零細企業 (※1)
	中規模・大規模製造業等 (※2)

(※1) 小規模零細企業及び零細企業の基準は、《中小企业划型标准规定》及び《金融业企业划型标准规定》に基づきます。

(※2) 製造業等には、「製造業」、「科学研究及び技術サービス業」、「電力・熱力・ガス及び水生産及び供給業」、「ソフトウェアおよび情報技術サービス業」、「生態保護及び環境管理業」、「交通運輸・倉庫及び郵便業」が含まれます。

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>